

市区町村の支援業務のあり方
に関する検討ワーキンググループ
第1回議事録

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室

第1回市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ 議事次第

日 時：平成28年8月8日（月）10:00～12:06

場 所：中央合同庁舎5号館共用第7会議室（6階）

1. 開 会

2. 議 事

（1）ワーキンググループの開催について

（2）意見交換

- ・ 市区町村が児童等に対する必要な支援を行うための拠点機能のあり方、推進方策
- ・ 虐待対応の具体的な支援業務を適切に行うために必要な支援方策（ガイドライン）、専門人材の養成及び確保方策
- ・ 要保護児童対策地域協議会の更なる活用等による関係機関の連携強化、市区町村における総合的な支援体制の強化のあり方 など

（3）その他

3. 閉 会

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから第1回「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」を開催いたします。

構成員の皆様には、お忙しい中集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

今回のワーキンググループの構成員につきましては、本来であればお一人ずつ御紹介させていただくべきところがございますが、時間の関係もございますので、資料1の別紙により御確認いただくことで代えさせていただければと思います。

なお、本日、安部構成員、加藤構成員から御欠席の御連絡をいただいております。

また、今回のワーキンググループにつきましては、事前に各構成員に御連絡をさせていただいており、松本伊智朗構成員を座長に、井上登生構成員に座長代理をお願いしております。

それでは、これより先の議事は、松本座長をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○松本座長 おはようございます。ワーキンググループの座長に御指名をいただきました北海道大学の松本と申します。どうぞよろしく願いいたします。

これから議事に入りたいと思いますが、本日は塩崎厚生労働大臣が御挨拶に見えるということで、11時45分ごろと伺っておりますので、御案内の時間は12時までということでございますけれども、冒頭予定された御挨拶の時間が少し後ろにずれると御理解いただいて、11時45分を目途にして、ここでの議論を一旦終了できればと考えておりますので、あらかじめお含みおきいただければと考えております。

それでは、早速議事に入ってまいります。まず、事務局の方から資料の御説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料の確認をさせていただきます。配付資料は右上に番号を付してございますが、資料1から4、参考資料1から3、また奥山千鶴子構成員、井上構成員、渡辺構成員から追加資料をいただきました。構成員のみでございますが「子ども虐待在宅養育支援ガイド」、冊子のものでございますが、そちらの方が追加資料となっております。御確認いただければと思います。

資料の欠落等ございましたら、事務局までお申しつけください。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

なお、本ワーキンググループは公開で開催いたしまして、資料及び議事録も公開することを原則とさせていただきます。

以上でございます。

○松本座長 よろしいでしょうか。資料は皆さんおありでしょうか。

それでは、議事の1点目に入りたいと思います。本日、初回でございますし、やはり本日の一番の獲得目標は、このワーキンググループが何を議論すべきか、それはどのような流れの中でそういう議論になっていて、ここでの課題は何であるかということ、あるいはその意義について、きちんと共通理解をつくるということが最大の課題かと考えておりますので、まず事務局の方からこのワーキンググループの開催の背景あるいは趣旨、そして検討事項ということについて、御説明いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○竹内虐待防止対策推進室長 それでは、お手元の資料で御説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料1をご覧くださいませでしょうか。このワーキンググループの趣旨でございますけれども、1のところをご覧くださいまして、今回の「児童福祉法等の一部を改正する法律」におきましては、基礎的な地方公共団体である市区町村の責務として、身近な場所における支援業務を適切に行う

ということが明示をされました。今回の改正児童福祉法を踏まえた市区町村の支援業務の具体的な内容やあり方等について検討を行っていただくということでございます。詳しくは、また後ほど述べさせていただきます。

2の検討事項でございますが、大きく4点掲げてございます。特に(1)(2)が、まず当面、御検討、御議論いただく事項ということで、とりわけ法改正の来年4月1日の施行に向けて検討を急がなければならない事項ということでございます。(1)市区町村が児童等に対する必要な支援を行うための拠点機能のあり方、推進方策、(2)市区町村が虐待対応の具体的な支援業務、具体的には児童相談所からの委託を受けての通所・在宅による指導措置等でございますが、この支援業務を適切に行うために必要な支援方策(ガイドライン)や専門人材の養成及び確保方策についてでございます。

今回の法改正における方向性をお示しいただいたのが、社会保障審議会児童部会のもとに置かれました「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」でございます。参考資料3に、この専門委員会の報告(提言)、今年の3月10日に取りまとめられたものでございますけれども、資料として配付をさせていただいております。このワーキンググループにおきましては、この専門委員会にお入りいただいていた先生方もおられますけれども、今回初めて御参画いただく構成員の先生もおられますので、これまでの議論の背景なども少し丁寧に御説明をさせていただければと思います。

参考資料3の2ページをお開きいただきたいと思っております。まず基本的な考え方でございますけれども、市区町村の基盤強化と地域における支援機能の拡大ということで、丁度中ほど(4)のところでございます。子どもと家族の生活は地域を基盤に営まれる。したがって、子ども家庭福祉は地域社会の中で展開される必要があり、地域において社会資源と支援拠点が十分に整備され、市区町村が子ども家庭支援と機関連携の要として十分に機能することが不可欠である。このことは平成16年における児童福祉法等の改正の基本的な方向であったものの、未だ十分達成されておらず、かつ、自治体間格差も依然として小さくない。そこで、この方向を強化するために、社会資源と地域子ども家庭支援拠点の整備等の制度改革が不可欠であるとされているところでございます。

資料をめくっていただきまして、9ページをお開きいただきたいと思っております。9ページの下の方でございますけれども、(2)市区町村における地域子ども家庭支援拠点の整備と書いてございます。子ども家庭への支援は身近な場所で行われる必要があり、そのためには市区町村に支援の拠点を整備する必要がある。現在、東京都の特別区と市などに設置されている子ども家庭支援センターやその他の市町における類似のセンターが、そのモデルとなり得るとされているところでございます。

1ページおめくりいただきまして、10ページ、(3)通所・在宅支援の積極的実施というところをご覧いただきたいと思っております。全国の児童相談所の虐待相談対応件数の9割以上の子どもは在宅支援となっている。その中には、いわゆる「見守り」という形で有効な支援がほとんどなされていない事例もあり、こうした子どもは、再び通告の対象になる、あるいは、そのまま虐待的環境の中で成長し、その養育不全体験を次世代に連鎖するという悪循環に至る危険も大きいとされております。

在宅に戻された子ども等の支援のために、通所・在宅支援を積極的に行う必要があるということで、さきに示した市区町村が設置する「地域子ども家庭支援拠点」がこれを中心となって担い、必要に応じて児童相談所と協働し、通所・在宅支援、養育支援、家事支援等を行うものとすると言われております。

こうした考え方を踏まえまして、今回の改正を行っております。資料3-2を引き続いてご覧いた

だければと思います。1枚おめくりいただきますと、国・都道府県・市町村の役割と責務の明確化で、先ほども趣旨紙の方で御紹介いたしましたけれども、市町村は、児童の身近な場所における継続的な支援を中心的に担うということでございます。

1枚おめくりいただきまして、3ページでございます。来年4月の施行ということでございますけれども、市町村における支援拠点の整備で、先ほども報告の中に触れられておりましたが、児童・家庭への支援は、その生活が営まれている身近な場所で行われることが重要である。市町村における支援の水準は、地域ごとにばらつきがあり、格差が生じている他、在宅での支援のための基盤が十分整備されていないという認識のもと、今回の改正法の中では、市町村は児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。これは努力義務でございますけれども、法律に規定をさせていただいたということでございます。

コメの最初のところでございますが、この拠点におきましては、相談対応、指導、連絡調整を一体的に担うことを想定してございまして、子育て世代包括支援センターを兼ねることも可能だということでございます。

4ページに、市町村における支援拠点のイメージを書かせていただいております。御参照いただければと思います。

また、1枚おめくりいただきまして、5ページでございますけれども、先ほどの専門委員会の報告（提言）の中にもございましたが、東京都の子供家庭支援センター事業を一つのモデルとしてございますので、この事業の概要について、つけさせていただいております。

資料をまたおめくりいただきまして、9ページでございます。児童・保護者に対する通所・在宅支援ということで、児童相談所が相談対応等を行った児童の多く、先ほど報告の中にもございました9割強は施設入所等の措置をとるに至らず在宅支援となっているが、その後に重篤な虐待事例が生じる場合が少なくないという考え方のもと、今回の改正法による対応として、中ほどですけれども、児童相談所による指導措置、通所・在宅支援について、委託先として市町村を追加するという改正を行ってございます。児童相談所がみずから指導・措置を行うこともあるわけでございますが、これを委託して、市町村で実施をしていただくことを今回の改正の中に盛り込んだわけでございます。

今回の改正の概要について、全て御説明しておりますと時間がかかってしまいますので、この程度とさせていただきます。資料の方お戻りいただきまして、資料1でございます。今、御紹介させていただいたような法改正事項の中での、市町村が虐待対応の具体的な支援業務を行っていくためのガイドラインをまさにこのワーキンググループでお作りいただきたいと思っております。また、中長期的に御検討、御議論いただく事項として（3）（4）がございます。（3）として要保護児童対策地域協議会のさらなる活用等による関係機関の連携強化、（4）として市区町村における総合的な支援体制の強化のあり方でございます。

お手元にお配りしております資料の中で参考資料2が入っているかと思います。A4の1枚の紙でございますけれども、こちらは今回、児童福祉法等の改正案を御審議いただいた際、参議院の厚生労働委員会において付された附帯決議でございます。この第3項に要対協についての記載がございまして、要保護児童対策地域協議会のさらなる活用等による関係機関の連携強化を推進すること。また、市区町村における支援体制の強化等に当たっては、専門人材の確保や財政面の支援等の必要な措置を行うこととされたところでございます。この附帯決議を受けた形で御検討をお願いしたいという趣旨でござ

ざいます。

資料1についての御説明は以上でございます。

残りの資料について、端的に御説明をさせていただきます。

資料2でございますけれども、このワーキンググループ以外に3つの検討会、ワーキンググループを並行して立ち上げてございます。資料2の表紙のところでございますけれども、「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」、2つ目が「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」、3つ目が「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」でございます。

1枚おめくりいただきまして、まず「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」でございますが、1の趣旨の一番最後、「このため」の後に書いてございますが、この検討会は厚生労働大臣のもとに開催をするものでございまして、改正児童福祉法等の進捗状況をまず把握する。そして、新たな子ども家庭福祉の実現に向けた制度改革全体を鳥瞰しつつ、新たな社会的養育のあり方の検討を行う。またあわせて、これを踏まえ「社会的養護の課題と将来像」、平成23年7月に策定をされたものですが、これを全面的に見直すということを趣旨としてございます。

構成員につきましては、別紙に掲げているとおりでございます。

3ページをご覧いただきたいと思います。「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」でございます。

1の趣旨のところをご覧いただきますと、今回の児童福祉法等の改正法の附則第2条第1項におきまして、児童の福祉の増進を図る観点から、特別養子縁組制度の利用促進のあり方について検討し、必要な措置を講ずるとされております。また、同条第2項では、要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与のあり方について、児童虐待の実態を勘案しつつ検討し、必要な措置を講ずるとされているわけでございます。この検討規定に基づきまして、この検討会を開催するというので、大きく2つのテーマで御議論いただくことにしてございます。

別紙の方に構成員の方々のお名前を掲載させていただいております。

5ページをお開きいただきたいと思います。「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」でございます。このワーキンググループは、今回の法改正におきまして、児童福祉司等について、国が定める基準に適合する研修等を受講する、もしくは修了することを義務づけたということでございますが、この児童福祉司等に義務づける研修の内容、実施体制等について構築するためのワーキンググループでございます。国の基準に適合する実際の研修のガイドライン、カリキュラム等を定め、児童相談所等の専門性強化を図るための検討を行うのが、このワーキンググループでございます。

同じく、構成員については別紙にお示ししているとおりでございます。

お手元の資料3-1でございますが、「事務局提出資料1」と書いてございますけれども、これは、ただいま御説明をさせていただきました市区町村における児童等の福祉に関する支援業務に係る主な法律の規定について、掲げさせていただいております。参考にご覧いただければと思います。

資料3-2は、先ほど一部御説明をさせていただきました、残りの改正事項についてもご覧いただければと思います。

資料4は、構成員の先生方から御提出をいただいた資料でございます。

参考資料1でございますが、これは今回の「児童福祉法等の一部を改正する法律」の概要、それか

ら、大きく4つの柱で構成されておりますが、それぞれの改正項目についての説明書きが後ろ、2ページ以降についてございます。

参考資料2は、先ほど御紹介させていただきました参議院厚生労働委員会の附帯決議。

参考資料3は、これも先ほど御紹介いたしました今回の法改正の大きな方向性をお示しいただきました専門委員会の報告（提言）でございます。

私からの説明は以上でございます。何とぞよろしく願いいたします。

○松本座長 どうもありがとうございます。

今の御説明に関しても、いろいろな御質問があるかと思うのですけれども、先ほど申し上げましたように、後ろの時間が切られておりますので、後でお1人5分程度の御発言をいただきます。そのときに、もし御質問等があれば、あわせて出していただくという形で進めさせていただければと思います。

今、事務局から御説明がありましたように、前の専門委員会でかなりこの点、ここで議論すべきことが前振りでも議論されております。それは特に虐待通告があつて、分離保護となるケースが少数派で、むしろ在宅での支援あるいは見守りとなるケースが圧倒的に多い。そこについて、どのようにきちんとした支援を行っていくのが大変大きな課題としてあるということが共通認識でありました。ですので、その場合には、むしろ市町村を基盤にして、きちんと支援ができるような資源を整備していくこと、あるいはそこで制度的な枠組みをもう少し強めて、通所支援、あるいは報告書の方にありましたけれども、前の専門委員会のところで通所措置、在宅措置という仕組みも含めて何かつくれないかという議論がございました。それを可能にするための市町村でのケースのマネジメントの形、あるいは専門職の配置を含めて、大きなことだと考えております。

そのような共通の理解をきちんと持っていただくことが大事かと思っております。詳細については、また後で前の補足については、いろいろなコンテキストについて、前の専門委員会に御出席の方もいらっしゃると思いますので、御発言いただければと考えております。

本日でありますけれども、検討課題がこのワーキングは4つあります。その中で特に前の2つについては、来年4月に法が施行される、それに向けてのガイドラインを作成するということが時間的には急務でございますので、前段の2つです。今、事務局から御説明ありましたように、当面の課題と中長期的な課題というふうにして、当面の課題である市区町村における支援拠点が担う在宅サービス等の機能の検討と、市区町村が適切に相談支援、通所・在宅支援等を行うために必要な支援方策や専門人材の養成及び確保方策の検討を中心に御議論いただきたいと思います。

中長期的な議論については、前の2つが終わった後、ワーキングが継続するという含めてお考えいただければと思います。

また、御発言の際に、このワーキングで議論を進めるに当たって、どのような情報や資料が必要か、あるいはどのようなデータが必要か、あるいは現場の実態について、どのような形で把握する必要があるかということも含めて、何か御意見をいただければありがたいと思っております。

これから大体1時間20分ぐらいの時間になります。構成員が13人いますので、お1人5分と限定させていただいて、そうすると1時間5分ということになります。その後の残った時間、10分から15分ぐらいを意見交換なりディスカッションに当てたいと思います。

質問がおありになる方は、質問の応答も含めて5分という形でお考えいただけると、大変ありがた

いと思っております。

それでは、名簿順に、すみませんがこういうときはあいうえおの、いつも最初の方なのでしょうけれども、申し訳ございません。奥山構成員の方から、よろしくをお願いします。

○奥山千鶴子構成員 ありがとうございます。突然あいうえお順ということで御指名いただきました。NPO法人子育てひろば全国連絡協議会の理事長をしております。また、横浜でNPO法人びーのびーのとして、地域子育て支援活動を15年ほどしてまいりました。

本日、事務局から提出していただきました資料3-2の18ページあたりから、地域子育て支援拠点事業の詳細についても資料に入れていただいております。また、私の方から、本日追加資料ということで1件提出をさせていただきます。そちらをご覧くださいと思います。パワーポイントのカラーで印刷していただいております。

活動紹介といたしましては、今、資料3-2で御紹介いただきました地域子育て支援拠点事業を3か所で運営させていただいております。商店街の空き店舗のような小さなところでの子育てひろばと、それから横浜市からの委託事業としての地域子育て支援拠点どろっぷ、こちらの方は1日80組くらいの親子が来るような場所で、この3月にもう一つ、人口が増えている区ということもあって、また一つサテライトというのができまして3か所となっています。

また、御存じかと思いますが、地域の預かり合いの仕組みでありますファミリー・サポート・センター事業の受託。それから、昨年4月から19人定員以下の保育園ということで小規模保育事業。あと、自主で幼稚園に行く前のお子さん、2、3歳児向けのグループ保育等をさせていただいております。

また、地域子育て支援拠点の中間支援組織として子育てひろば全国連絡協議会、こちらは全国で会員が1,162団体です。

私の資料をめぐっていただきまして、現在、市町村の子ども・子育て支援事業計画が実施2年目を迎えていると思いますが、その事業計画策定の際行われた、横浜市のニーズ調査の結果ですが、御自身の赤ちゃんが生まれる前に赤ちゃんの世話をしたことがあったかどうかをニーズ調査で聞いたところ、今、4人に3人が赤ちゃんの世話、おむつをかえたり、ミルクを上げたりという経験なしに親になっているという現状が示されて、やはりこれは全国的にも同様の傾向があるのではないかと考えております。

次に、保育所・幼稚園年齢別利用者数割合のデータなのですが、もちろん保育所は年々利用者が増えていますが、実は就園していない在宅での子育ての方、特に2歳以下の場合、7割方がまだ在宅ということで、しかも一番育児不安が高く、孤立感が高いという年代層への支援が非常に足りていないと認識しております。

次に見ていただきますと、拠点事業の実施箇所数の推移でございますが、全国で7,000弱となっております。市町村の独自も入れますと8,000近くにはなっていますが、できて13年ぐらいの事業ですので、地域にまだまだ行き渡っているというような現状ではございませんし、まだ高校生あたりですと、こういう場所を幼児期に利用した経験がありませんので、これから次世代の親たちがこういう場所を活用して、子育てをして良いんだよというメッセージがまだまだ足りていないと思っております。

現場のどろっぷの方は、今、紹介しましたとおりファミリー・サポート・センターの事務局もしておりますが、新規で利用者支援事業（基本型）というもの、こちら先ほど国の方から示された資料

の17ページに示されています。こちらが昨年の新制度に位置づけられた新たな事業なのですけれども、利用者に寄り添い型で相談を受けまして、必要なサービス、資源等に繋いでいくという事業でございます。こちらの方がこういった地域子育て支援拠点の中に入ってきて、より敷居の低い相談などを担うようになってきております。利用者支援事業は、この1月から受託しております。また、要対協の実務者会議のメンバーでもございます。

次のページをご覧くださいますと、地域子育て支援拠点や子育てひろばの御紹介をさせていただいていますが、拠点の利用者の調査をさせていただいたところ、これは全国調査ですけれども、72%の方が自分が育った市区町村以外で子育てをしているという実態が分かりました。これらの方々をアウェイ育児と名付けました。そうなりますと、気軽に子どもを預ける預け先があるかということ、70%以上の方がアウェイ育児では預け先がないと答えていて、日常的にサポートが得られていないという状況がありました。やはり地域に根差して繋がりをつくるという意味で、地域子育て支援拠点の役割というのは非常に大きいなと思っております。

また、家庭状況などもここに書かせていただきました。

次のページに、利用者支援事業への期待ということで、個別対応の利用者支援。個別対応とともに、それを御紹介、つなぎ先である地域資源との連携、こちらをしっかりとやっていくということで新たにできたところですので、まだまだ実践がこれからというところではありますけれども、これから市町村の役割が高まるという中では、市町村と連携協働して子育て家庭の支援を担っていきたいと思っております。

こちらの地域子育て支援側から見た支援の必要性としましては、保護者に対して、やはり相談窓口の敷居をいかに低くするかということや、それから使える情報提供ですね。日常的で継続的な支援、学びの場づくり、具体的に使えるサービス・事業の提供・開発、訪問、同行など寄り添い型支援、困り感への気づきやケースへの対応、研修の必要性などを感じております。

また、地域連携としては、市町村担当部署・担当者との協働連携、顔の見える多機関連携、地域のセーフティネットの一員として、地域の子育て支援力の向上に努めたいと思っております。

以上でございます。ありがとうございます。

○松本座長 ありがとうございます。

いろいろ御質問もあるかと思っておりますけれども、最後の総括討議のところで一括して議論の中に含んでいただければと思います。

それでは、奥山眞紀子構成員、お願いいたします。

○奥山眞紀子構成員 二人目の奥山です。よろしくお願いいたします。

先ほども出ましたけれども、在宅支援が児童相談件数の90%を占めるという中で、どんな実質的な支援ができていくのかというのは非常に重要だと思います。特に在宅支援の対象となっている子どもたちの自立支援をどうしていくのか。社会的養護では自立支援というのを盛んに叫ばれていますけれども、在宅支援の中での自立支援というのがなかなか見えてきていないのではないかと思います。

私が内閣府の子ども・若者育成支援推進点検・評価会議の方で子ども・若者支援地域協議会のお話を聞くと、過去に大変な家庭に育った子どもが集まってきていて、それが小さいころからの支援と結びついていない。やはり継続したきちんとした自立支援というのがなされていかなければいけないのではないかと思います。そういうことを考えましても、要対協というのはどちらかというとネットワー

クなので、ある意味バーチャルなものであって、本当に核となって支援ができる拠点というのが一番重要なのだらうと思います。

その支援の中身なのですけれども、コミュニティー・ソーシャルワークというのが基本になるのだらうと思います。コミュニティー・ソーシャルワークというのを簡単に私が考えると、子どもの問題、親の問題、家族の問題、地域の問題などに関するアセスメントをきちんと片側でした上で、今度、もう片側で、その地域の社会資源を非常によく知っている、もしくはこの人に当たればそれが分かるという人を知っているとか、そういう形で地域の社会資源、あるいは広域的な社会資源、それが頭の中に入っていて、それをぐっとソーシャルワークしながら、的確なアセスメント、見立ててから介入プランを立て、そのプランの見直しとかというのを適宜やっていくようなコミュニティー・ソーシャルワークがきちんとできるかどうかだと思うのです。

資料を見せていただいて、国でも非常に多くの事業がなされているのですけれども、多くは社会資源をつくる事業でしかありません。奥山千鶴子先生がおっしゃっていただいたような、そういう社会資源が育ってきているのを、うちの地域はどこに何があるのかを知る必要があります。加えて、あの人に言えば。例えば医者でもそうですね。井上先生に言えば大丈夫だけれども、こちらの先生に言ったらだめなのだという、その裏の資源マップがあるはずで、そういうのを熟知していなければコミュニティー・ソーシャルワークはできないと思います。拠点は、そのコミュニティー・ソーシャルワークを中心にやっていくべきだらうと思います。

もう一つは、縦割り社会の中でばらばらにおりてきているものがあります。事業の一覧を見てもかなり、ばらばらとか思います。それが地域、つまり市町村におりてきたときには、包括していかなければならない。先ほども申し上げたように、社会資源の中には必ずしも行政のやっているものではなくて、民間の社会資源もあれば、福祉以外の、例えば司法の保護司さんとか、そういう社会資源もあるわけで、そこ全体を見きわめていかなければならないと思いますし、市区町村での包括的な支援はどうあるべきなのかというのが大きいのではないかと思います。

今回、資料には御提出いただいていないのですけれども、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」というのが社会援護局の方から出されておまして、そこの事業ももう始まりつつあります。そうすると、そちらからおりてきたものと、こちらからおりてきたものを市区町村では一緒にやっていかなければならないわけですね。やはりそちらの方も見据えながら、また、そちらの方もロードマップが示されていて、今年度はこの事業をして、モデル事業みたいな形で、30年度でしたか、大きな新しいものにするのだというのがあるので、それに対しても意見を言っていけるようなものをこちらでも作っていかなければいけないのではないかと思います。

特にひとり親のワンストップセンターの構想が出ているのですけれども、家族機能問題に関してのワンストップセンターというか、ひとり親に限らないのではないかと考えているので、そこもやはり入れられたら良いのではないかと思います。

最後に申し上げたいのが基盤整備です。これは人材育成の問題、それから財政基盤の問題ですけれども、人材育成に関しては、ストーリー性が必要な資質です。特に地域で介入に関しては、チェックリストでこうだからああだと言えないですね。一人一人の家庭のストーリーにつき合っていかなければいけないので、そこが描けるような人材育成が必要ですし、そのスーパーバイザーが必要なのです。かといって町村で虐待ケースが年間1例、2例というところで、そういう知識がたまるのかとい

うことがあります。やはりその中ではコンサルテーションシステムが必要です。地域で困ったときにどこに相談するのだというコンサルテーションシステムがきちんと描けなければいけないのではないかと思います。

あと、財政基盤ですけれども、多分事務局の方でもいろいろ考えられているのだらうと思いますが、実際に動いていることに対してきちんと財政が整えられている必要があります。つまり、支援内容に関わらない基盤としての一律の補助金も必要なのですけれども、その上に実際に動いたものに対してどう収入が入るのだというあたりのところも検討していかなければいけないかなと思います。

以上です。

○松本座長 ありがとうございます。

それでは、加賀美構成員、お願いいたします。

○加賀美構成員 加賀美でございます。

私は今回、資料を出させていただいておりますが、そこもご覧いただきながら、なぜこのような資料を出したかという、この委員会にいらっしゃる方のほとんどが今回初めてこの児童福祉法改正という流れの議論に加わる方が多いので、その背景も含めてと思って、少しまとめてみました。

それを逐一読んでいくと時間がかかりますので、どうぞ時間のあるときにお読みいただくとして、そもそもはという話になるわけですが、今回の法改正が、保護から養育へという流れであること、この雇児局資料にもございますけれども、ハイリスクアプローチからポピュレーションアプローチへという流れを形成せざるを得ない状況になったということで、この児童福祉法の抜本改正ということにつながったのだと思いますので、そこをまずは認識していただきたいのと、資料の21ページの児童虐待通告相談と児童福祉施設の状況というグラフですが、私は社会的養護の場に長いこと携わってきたということもあって、こんな資料を前からつくり、あちこちで話をしてきたわけですけれども、真ん中のラインが虐待通告相談件数です。最終の26年が8万8,931というのは御存じのとおりでございますけれども、これが10万を超えるというところまで来たという流れの中で、その子どもたちの受け皿がどのようになっているのかという、2番目のラインで、5万という数字のところですとほとんど横になって、この5万という数字が、これに里親の数が平成22年ぐらいから少し増えてきていて、3,000件ぐらいありましょうか。そうすると5万2,300というのが大体我が国の社会的養護のキャパであります。そのキャパに対して毎年どのぐらいの子どもたちの空きが出るかという、おおむね10%です。その10%の数が大体この一番下のライン、これは平成12年に虐待防止法が制定されて以来、余り変わっていないわけですが、こんな状態であります。

そうすると、この一番下のラインと一番上のラインの乖離、これが在宅にある子どもということでございます。これが先ほどから言う90%以上の子どもたちの問題。ここ見守りという形で支援の手が十分届いていない、そういう状況にある子ども家庭にどれだけアプローチできるのかというのが、今回の市町村のポピュレーションアプローチという枠組みの中で支援をしていかなければならないという話になったと理解していただければと思います。

それから、2007年と若干古いのですけれども、その裏にOECD諸国の要保護児童数の比較が出ております。子ども人口に対して保護児童数ということで欄がございますが、一番上からフランス、ドイツ、イギリスとなって、日本が一番下で、子ども人口はこの当時2,300万人ほどあった、その子どもたちに対して保護した子どもが4万ほどという実態であります。これを他の国と比較していただくとお分か

りになるとおり、我が国が保護児童数という数を見ても、実は実態に十分適応できるだけの受け皿が整備されていないということも、ある意味では言えるのではないのかということです。今回の保護から養育へは、保護児童数の受け皿をふやすことが問題というよりも、保護を必要とする子どもたちのほとんどが実は十分な援助を受けられない状況も含めて、90%以上の子どもたちがほとんど支援の対象になっていない。このことをどうするのかということが、今回の新たな社会的養育システムの形成が必要ということになってきているのだと思います。

ただ、もう一つ、先ほど雇児局の説明の中に入っていなかったのが、いわゆるゼロから6歳の子どもたちの問題であります。つまり、保育園、幼稚園、幼児教育施設、認定こども園、そういったところにある子どもたちの問題です。これは市町村が関わって日中預かっている子どもたちなのですが、これがここの議論のマトーに入っていないというのはちょっと残念なのです。これについては先の新たな社会的養育のところでも私が発言をして、入れていただくようにというお願いをしました。これについても、このWGの重要な市町村の役割として、ポピュレーションアプローチとしても重要な課題だと思います。

専門委員会の報告書の中にも扱っておりますので、そこもお読みいただきながら、その支援体制をどうするか、ゼロから6歳の子どもたちの養育のあり方、そのシステムの問題等々についても御議論いただきたいというのが私の提案です。

以上でございます。ありがとうございます。

○松本座長 ありがとうございます。

続いて、北村構成員、お願いします。

○北村構成員 愛知県の豊橋市役所こども未来部こども家庭課の北村といいます。よろしく申し上げます。

私の方は、市役所に勤めておりまして、入った当初は公共工事の入札ですとか、その後も職員の福利厚生、そういった部分の業務を担ってきておりまして、現在の仕事で初めて福祉というところを経験しているわけですし、昨年度から要対協の調整機関において主査職、いわゆる係長職というような形になっております。本当に福祉の経験が浅くて、この場にいるのも大変恐縮ではありますが、よろしくお伝えしたいと思います。

今回の児童福祉法の改正におきましては、児童相談所の体制、権限が強化される一方で、市町村における支援の充実というのが求められてきておりまして、特に自分自身も調整機関として行っています要対協の機能強化というのが重要だろうと考えております。

事務局の方でいただいた資料を見ましても、要対協における市町村の体制に関しては、まだまだ専任の職員が少なかったりですとか、非常勤の職員の割合が高かったり、専門資格を持った職員というのが、やはり町村における非常に確保が難しくなっているという状況について、体制が不十分などころがあるのだろうと思います。

こうした中で、要対協の調整機関の方に児童相談所からの送致ですとか、今回の通所・在宅支援の委託、要支援児童の情報提供といった中で、様々なケースが集約される一方、例えるならば、そのケースやリスクについてのつぼと化してしまうところや、周囲からの万能感のような部分での調整機関としての負担感の危惧、そういったことがされるところかなと思っております。

不登校とネグレクトの問題ですとか、養育能力と不適切な養育の問題であったりだとか、精神疾患

と神経症圏、人格障害、そういったところの問題であったり、非常に線引きの難しい課題も多いかと思っていて、むしろそのつぼに対して、やはりサラダボールのような多様なケースに対してしっかりと課題やリスクを把握する必要があるかと思っていて、そういった力量も必要になるのですが、関係機関の不安であったり焦り、それからリスクの回避、そういった部分も含まれる中で、市区町村として介入を見きわめるといっても非常に困難な現状にあるのが実態ではないかと思っています。

そういった中で、児童相談所の機能強化に対して、要対協の調整機関には、先ほど奥山先生のお話もあったとおり、ケースワークとして児童相談業務の専門性というのを高める必要があるのだらうと思います。そういったケースワークについては、やはり社会資源としての児童相談所や保育園、学校、それから保健師や民生委員、警察や医療機関、NPOなど、様々な社会資源と家族との相互作用を受けて、どのように家族が自己変容していくのかということの把握が必要になるのかなと思っています。

そういった中で、要対協というのは、関係機関としての点を線で繋ぐ役割の部分であったり、先ほどのストーリーと言われた時系列としての点を線で繋ぐ、そういった変化を見守っていくところが重要になるのだらうと思っています。

今後は、児童相談所に頼る市区町村ではなくて、児童相談所を活用する、言い方を変えれば児童相談所を使っていくようなケースワーク、そういったところが市町村にも求められていく部分になるのかなと思っています。ですので、一定の介入と支援、矛盾するような役割を身近な市民サービスといったところで弁証法的にも統合していくようなところが期待されていて、そういったところがこういった拠点の整備につながるのではないかと考えています。

もう一つが、被虐待児の自立支援のところについてなのですが、自立支援については、年齢対象の拡大というのがありますが、在宅における10代後半の支援というの是非常に困難なところがありまして、あくまで施設入所しているような児童の自立だけが課題ではないのだらうと思っています。

自分も10代後半の困難を抱える若者に接する場合に、心理的虐待、あなたを産まなければよかったとか、そういったことを小さいころからよく言われていたという話を聞いたりもします。そういったところでいくと、10代後半の要保護児童や要支援児童への対応といったところは、社会資源も乏しくて対応に苦慮しているのが現場ではなかろうかと思っています。

高校の進学率は全国で95%以上あるわけで、そういった中で子どもの貧困と言われる6人に1人ですとか、幼児期の虐待の経験という方もかなりの数がいることだらうと思っています。18歳未満とはいえ、要対協における高校との連携というのなかなか困難な状況があるのが実態ではないかと思えますし、18歳が迫る中で、児童相談所が対応するといったところも現実的には難しい面が現場ではあるのかなと思っています。

先ほどもお話があった、市区町村における在宅の支援といった中で、10代後半の要保護児童や要支援児童といったところは非常に困難性も高く、そういった中で内閣府で行っている「子供・若者育成支援」、そういったところとの制度の繋がりもかなり重要になるのかなと考えております。

雑駁ではありますが、自分の方からは以上になります。よろしく申し上げます。

○松本座長 どうもありがとうございます。

それでは、後藤構成員、お願いします。

○後藤構成員 ほとんどの皆さん、初めまして、こんにちは。大分県から参りました後藤と申します。

私の方は、提出資料、資料4の27ページにレジユメ的にちょっと問題意識を整理させていただきま

したので、ご覧いただきたいと思います。

私は、この4月に県立の児童自立支援施設に参りましたが、3月までは長らく児童相談所におりました。ケースワーカーから最後は所長まで、もうしばらく児童相談所にいるつもりで思いがけず異動になった関係で、一旦児童相談所におったときの問題意識を振り切る形で、今また新しい課題ということで、そこでまたこういうお話をいただいて、ちょっとまた元に戻る感じで問題意識を振り返っているところでございます。

資料をご覧いただきたいと思います。5点まとめさせていただきます。

まず、今回の法改正におきまして、市区町村への強化ということが示されたことは非常に期待、歓迎をしているところです。平成16年の法改正のときから、市町村が在宅支援機能を主に担って、児童相談所は分離保護機能を主に担う、この方向性は明らかになっていたわけですが、児童相談所の現場でもこういった問題意識で市区町村との連携ということには意を尽くしてきたところです。

考えてみますに、児童相談所の分離保護機能というのも一つの機能であって、児童相談所が専門的機能を担って、市町村は平易なケースというふうに一般に言われますけれども、むしろ私は、市区町村こそが支援のかなめであって、在宅支援こそが専門的な知識や技術を要するものではないかと思っております。そうした2つの機能を持つ児童相談所と市区町村、一体的に機能して総合的な支援がなされるのが重要かと考えています。

2点目は、その市区町村と児相との一体的な連携ということなのですが、この法改正で役割分担が強調されると、それは良いことなのですが、それが先行するとちょっとまずい点もあるかと思っています。私の問題意識では、市町村と児相、それから要対協の枠組みで他の機関も含めてですけれども、協働であるとか、ケースを共有、シェアするという視点というか考え方が重要ではないかと思っています。そういう意味では、ケースを市町村が持つのか、児童相談所が持つのかと、ケースを分担するのではなくて、ケースを一緒に共有するのだという中で、その時々ケースの状況に応じて、どこが主に分担をするのかといったことを考えていく必要があるかと思っています。

安部先生は「のりしろ型」連携と言われてはいますが、私は最近、「一杯のかけそば型」連携と自分で言っています。一つのかけそば、一つのケースをいろいろな機関が共有してやっていく。その中心に市町村があるかなと思っています。

私の実践で、28ページ以下は後でご覧いただければと思うのですが、市区町村はいろいろ規模もありますし、力量もいろいろあります。市区町村と児童相談所の連携というのが非常に重要になると思うのですが、ここのルールです。取り決めに個別に、その市区町村に応じて、今の段階ではこのレベルまで市区町村はお願いできますかといったようなことを話し合っていくことが重要ではないかなと。それを受理から調査アセスメント、支援、進行管理、終結に至るまで、その段階ごとに細かく取り決めていく必要があるかなと思います。

市町村によってできるところから、できるところまでを目指して、法的には市町村は分離措置以外ではできるわけですから、できるだけ、市町村が在宅支援のできるまでを担っていただくということを進めていく必要があるかと思っています。

市町村と児相との連携を、ちょっと輪を広げて要対協という枠組みで考えてみましたときに、3番なのなのですが、同じような考え方だと思います。一杯のかけそば型といったようなことで、どこが受けたかによって、何となくそこが最後まで責任を負うといったのが今までの考え方かと思うので

すけれども、そうではなくて、どこが受けるかはたまたまなのですね。通告を受けるか、あるいは情報をキャッチするか。もともとどこが受ける、受けないではなくて、要対協という協働ネットワークの中で、もうケースは共有しているのだと。たまたまどこが受けたかであって、どこが支援を担うかというのは、その時々で考えていきたいと思いますということが重要ではないかと思っています。

要対協に関しては、守秘義務とか個人情報保護を理由に情報共有が妨げられる動きが実践をやっていますと時々あります。ここら辺の垣根をいかに取っ払うかということが非常に重要になってくるかと思っています。

それから、要対協の枠組みで言いますと、私の問題意識では、特に市区町村と児相、あとは警察が非常に重要な役割を担ってくると思いますので、ここも1点考慮に入れていく必要があるかと思っています。

4点目、今回の当面の課題と言われました拠点機能についてなのですがすけれども、なかなかイメージをどのようにしたら良いのかなと思っていますところですが、各市町村いろいろなサービスの窓口をお持ちですが、私なりの理解では、この各いろいろなサービス窓口の中からのケースワークの部分です。ケースワーク機能を集中させるというイメージで捉えてはどうかと考えてみました。対象は虐待予防、虐待対応というのが中心になろうかと思っています。そのためには、いろいろな社会資源を繋ぐということも含めてですけれども、在宅支援を中心としたケースワーク能力を高めていく必要があるかなと思っています。

それと、拠点機能と要対協の調整機関との整理をどうするのか。ここはまだなかなか実践的にも統一されたものがないのではないかと思います。同じところが担っているところは多いと思うのですが、本来別のものだという御意見もあるようですので、検討する必要があるかと思っています。

最後、5点目ですけれども、市区町村の総合的な体制強化の面です。これは当面の課題も含めてなのですがすけれども、児童相談所については、その職員構成について標準が示されて、その強化を図っていただけるということのようですけれども、市区町村においても、やはり人口規模に応じた標準的な職員構成を示していただくことが重要かと思っています。

そういう中で、先ほど申しあげましたケースワークの力をいかに向上させるかということが重要になってこようかと思っています。いずれにしても、市区町村の組織、人員体制の抜本的な強化がなければ、市区町村を主体にとっても絵に描いた餅になるのではないかと思います。

そういった市区町村を強化する上で、やはり市区町村のトップの意識というのが非常に重要になろうかと思っていますし、あわせて、意識はあってもやはりお金がということをよく聞きます。国・県からの財政的な支援、人的な支援が不可欠になろうかと思っています。一つの案として、実践例でもありますけれども、児童相談所から職員を派遣する、これは巡回型、滞在型があると思うのですがすけれども、それから児童相談所に対しても市町村から職員を研修派遣みたいな形でやっていただくのが、手軽にできる形かなと思っています。

最後、先ほどちょっと情報の話もしましたけれども、情報共有システムが重要かと思っています。これは全国を繋ぐことも含めてですけれども、市区町村と児相の間のシステムです。情報を共有するための体制整備が必要かと思っています。

私の方からは以上です。よろしく願いいたします。

○松本座長 ありがとうございます。

やや時間が押しておりますので、御発言を制限するようで大変申し訳ないのですけれども、5分の御発言の時間というのはちょっと気にさせていただいて御発言いただければと思います。

それでは、佐伯構成員、お願いいたします。

○佐伯構成員 三鷹市で婦人相談員、母子・父子自立支援員をしております佐伯と申します。

本日、ここに伺うときに私も振り返ったのですが、先ほど事務局からの御説明があったとおり、東京都の子ども家庭支援センター事業がある程度参考になっているということで、大変うれしく思いました。20年前、三鷹市では東京都で初の公設公営の子ども家庭支援センターを立ち上げましたが、私はその時から子育て支援に携わりました。5年後には、2つ目の子ども家庭支援センターを開設しました。その後、療育センター、そして今、婦人相談、母子・父子自立支援をしています。支援していく中で見えてきたことがたくさんありまして、そのことがお伝えできれば何かヒントになるのではないかという思いで伺いました。

先ほどから皆さまの話の中でもたくさん出ておりましたが、実は地域の中で子どもや家庭に起きていることの中には、要対協の中で対応できる対象年齢を超えたものが幾つもあるということを私はたくさん体験してきました。といいますのも、在宅支援が9割といわれている中、実は20年前に関わった子どもたちが実際に今、目の前に、20代、30代の親となって、また特定妊婦など支援の対象となって現れている現実があります。また、いろいろな精神的な問題を抱えながら、地域の中で継続した支援を必要としているケースというのはたくさんあり、私も愕然としております。

それは何が足りないのかというと、まさに先ほど奥山先生がおっしゃられた、コーディネートする人材ではないかと思います。特に東京は児童相談所と子ども家庭支援センターが東京ルールを基に本当にきめ細やかな支援体制が組めるようになっており、私も感心しているところなのです。地域の中で支援が必要なケースには、様々な機関がその機関の専門性を活かした支援を提供するノウハウを持ち、それぞれの役割を担うことができるようになっていっていると東京は子育ての支援で成長してきているのだなと思っております。ですが、まだそこをコーディネートしていく人的なものです。まさに包括的な支援のコーディネーターがいないために、点の支援になってしまっている。そのはざまにたくさんの方が起きている現実があります。

例えば婦人相談員や母子・父子自立支援員の立場でかかわる20歳前後の人たちの中には、児童相談所を出た子どもたちが突然のように、何の前触れもなく私たちの地域に来て、そこではじめてかかわり支援の対象になっていく。事前に知っていたら、もっと違うサポートができたのではないかということも起きてくるのです。

そこで何ができるのかというと、地域資源を最大限活用していくわけですが、実はその活用していくときのコーディネーターの力というのが大きく支援に作用していくと思います。ですので、私が本日お話ししたいのは、特に市町村で本格的なきめ細かな支援に取り組んでいくには包括的な支援をコーディネートできるコーディネーター、この力をどのように育成していくかということがポイントになるのではないかということです。

また、私も全国を回る機会がありますが、地域の中でなかなかの温度差があります。虐待対応が1件、2件のところもありますし、DVなんか一件もないわというようなところもあります。ですが、実は一件もないというわけではなくて、そののところに着目できていないだけであって、たくさんの方の支援を必要としているケースというものはあるわけです。私も先日お会いした表面上何もないと思われ

てきた子どもが実はDV家庭で育ち長期にわたって虐待を受けていたと知り、愕然としたのですけれども、やはり一回も支援ケースに上がってきていない子どもがまだまだたくさんいると思いました。ですから、氷山の一角の子どもたちが今、表に上がってきており、実際に支援を必要としている子どもたちがいるということに、まだ気づけていないような地域のシステムだということを残念に思っています。

そういう意味では、やはり地域の支援力をどのように高めていくか。その中で、特にコーディネーターをできるような人材確保をどうしていくかということが必要になっていくと思います。

私は、今までやってきた中で、児童相談所の役割と市町村の役割はおのずと違うと思っています。市町村は、より身近な存在となって、より具体的な支援をしていくことを掘り下げる必要があります、それをどこの機関が専門性を持ちながら行うのが、まさにその市町村に課せられていることだと思っています。

地域におりますと、3世代にわたる支援というのはたくさんあります。その中で子育てだけではなく、その方たちがどのように地域で自立していくかということを私たちはしっかりサポートしていかなくてはいけない、正に世代をまたがった支援体制が必要と思っています。

そういう中でお願いしたいことは、人材確保ができるような財政の基盤です。特に地方には保障していかないと難しいのではないかということを感じております。

要対協ですが、対象年齢で切ってしまうような支援ではなく、家庭で起きていることはすべて支援対象となり対応ができるような幅広い支援の組織づくりを今後どのようにしていくかということは大きな課題だと思います。

以上です。

○松本座長 ありがとうございます。

それでは、新澤構成員、お願いいたします。

○新澤構成員 東京にあります社会福祉法人雲柱社の新澤といいます。

私は、資料を出ささせていただきます、33ページにあるのですが、練馬区にあります大泉子ども家庭支援センターの所長をしているのですが、当法人では9番目に委託を受けたこども家庭支援センターです。

東京都の子ども家庭支援センターに関しては別刷りで資料が出ていますので、そちらを参考にいただければと思います。あくまでも市区町村の仕事ということで、東京都の子ども家庭支援センターというのは、児童相談所と協力しながら市区町村の役割を果たしているわけですが、その中でもこの星のマークをつけているのが先駆型ということで、要保護児童、虐待の対応をしている施設になります。それ以外のところは従来型ということで、虐待等の対応はしないのですけれども、総合的な相談窓口としての役割を担っています。

東京都の子ども家庭支援センターということでのお話をするのは極めて難しいといえますか、というのは、自分が東京都の職員でないというのももちろんあるのですが、各市なり区で非常に形態が異なっているということがあります。資料の下のところにも書きましたけれども、東京都の一つの事業ということなので、施設の名前とかが共通しているわけではないので、一般の方からすると、何とかセンターというのがあるのですけれども、どういう役割なのかというのは、もしかしたら分かりにくいところがあるかもしれません。また市区の面積、人口、その組織のあり方等々で非常に形態が異な

っています。こちらを見ていただくと分かるのですが、指定管理であったり、運營業務委託であったり、この辺に何か大きな違いがあるのかとも思うのですが、實際上、指定管理というものと運営の業務委託というものでは、行政の責任のあり方というか、若干考え方に違いがあったり、それも今、各自治体の考え方によって非常に指定管理のあり方が揺れているというのもあって、その辺の影響を、考慮していただく必要があると思います。例えば今回の拠点の件についても、市区町村の支援業務が委託可能だということになってきたときに、委託をされる前提を少し考えておかないといけないと思います。あくまでも公的なところがやることを恐らく前提に全て考えられていると思うのですが、委託なり何なりをするときのガイドラインといいますか、一定の指し示すものがあった方が良いのではないかと考えています。

といいますのも、やはりこの星3つやっている先駆型の子ども家庭支援センターのところも、規模や面積が違うので、本当に小さい市では行政の方と担当の虐待対策ワーカーが非常に綿密にやりながらできる場所もあれば、行政の中にもしかるべき部署があり、その先駆型のところにもしかるべき部署があり、両輪でやっていくところもあれば、あとはもう、専門性の問題とかもあると思うのですが、行政の中にはなかなか人材がそろえられないので、なるべくお任せしますというような形で、調整機関なり、そういったものも、名称は行政の方が持ちますけれども、実質上は現場の方で動かしている。そういったときに、やはり裏づけというか、どうしても一民間の立場として、そうした委託とか指定管理というのは、同じ動きをする中で何かしらの裏づけ、公的なバックアップがほしいということがあります。

東京都と例えば23区というのであれば、児童相談所と区という関係があるのですけれども、その共有のガイドラインが出てきていますので、そういったものをももちろん参考にしながらなのですが、そのもう一つ下に、自治体と民間の私たちのガイドラインというか、そうしたものが更にまた必要になってくる。これから全国で展開されるときには、当然民間の活用という意味では、委託化も考慮すべきだとは思いますが。当法人で最初に委託を受けた東陽子ども家庭支援センターが1999年にできたときに、佐伯さんは三鷹にいらっしゃったのですけれども、私はそこに就任してから、今まで子ども家庭支援センターで働き続けていますが、そのように積み上げができる。当時一緒にやっていた直営の方々も、もう現場にはいない方が多いので、そういった意味では積み重ねることもできますし、やはり地域のボランティアの育成ですとか養育支援の人材の養成などということもしてきました。そういった意味でのフットワークのよさというのはあると思います。反面、指定管理となると行政の中で財政的な支援という意味では、非常にその市区町村の財政状況が直接影響してくるというのがあるので、そこが厳しければ、ワーカーを増やしたいと思っても、なかなかそういったようなことがすぐにはかなうわけではないので、非常に現場的には困難な状況があるのです。

そうした意味で、先ほどから、財政的な支援というようなことも出ていたのですが、その部分も含めて市区町村の責務を更に委託していく際の何らかの指針のようなものがあると良いなと思っています。

東京都の子ども家庭支援センターということに関しては、もちろん御存じの方もたくさんいると思いますが、この委員会でも、別段、都の方とかの説明というのがあるのも良いかなと思っています。

ありがとうございます。

○松本座長 ありがとうございます。

続いて、鈴木構成員の方からお願いします。

○鈴木構成員 皆さん、おはようございます。日本大学危機管理学部鈴木です。専門は行政法、地方自治法とか裁判の紛争等となります。児童福祉法、児童虐待防止法はその中の重要な研究対象分野です。また、実際この3月までは東京23区の文京区の子ども家庭支援センターで所長・課長をしておりました。まさに虐待対応の日々でした。汗と涙とで、現場を走り回っていたというのが実情です。

要対協については、法的な枠組みは、かっちり決まったきったものではないので、現場でどうやって具体的な制度を構築しようかということをやってきました。また、児童相談所設置に向けての協議や体制整備もしてきました。

余り時間がないので、皆さんに参考となる現場の運用例を何点か挙げますと、子育て広場など、文京区の場合は、国が補助事業とした規格の広場とは別に独自に条例設置し、センターの相談業務と一体的な相互連携を日々やるようにしていました。また、要対協の中で医療連携が重要だと考え、地域の医師会や大学病院等を入れた医療要対協を枠組みに組み込みました。さらに、地域で要対協と別のおせっかいネットワークの形を作り、地域の企業やNPOなどと連携構築を行いました。かなり地域で工夫できることが自分たちにはあるのだと思いながらやってきました。

なので、何か事件が起きたりすると、児童相談所ばかりが注目されているのは、地域でこれだけ継続して地道にやってきているのに、という意味での不満や疑問もありました。

東京23区の特異なところもあると思いますので、もう少し研究者としての視野を広げて、全国に目を向けつつも、このワーキングで基礎自治体側の意見反映というのができればと思います。

あと、簡単に3点のみ、今回事務局提出資料2に基づき課題だけ指摘させていただきます。まず、6ページの(3)に子育て世代包括支援センターの法定化・全国展開がございまして。これについては、すごく必要だと思う点と、要対協を担ってきた人間としては、要対協とかなり構成メンバーやネットワークが重なってくるので、そのところの役割分担や連携、橋渡しをどのようにやっていくのかというところは、少しマニュアルなどに落とし込んだ方が良いかなと思います。

表を見ますと、23区の中でも設置している区と設置していない区が、半分ぐらいずつになっているのですが、実情これはどのようなところに違いがあるのかということも示していく必要があるかと思っています。

もう一つは、9ページの(5)と(6)で委託と事案の送致のところについてはマニュアルで説明が必要かと思っています。やはり組織が違っているので、見立ては当然、前の組織の見立てをそのまま受け継いでできるということではなくて、ケース状況も随時変わりますし、地域が独自で見ている見立てもあります。この点、委託したり、送致をする場合の想定は、医学的、心理学的、社会的な判定等が不要な場合を考えているようですが、実際その辺の詳細を詰めていくと、どういう形でその見立て合わせをしていくかが重要となると思います。組織が違って送致した場合のその後の行政処分の効果をどう考えるのかなど、その点についても考えておかないと、現場で受けました、では言われたとおりやりますという話ではないと思いますので、この辺の詰めが基礎自治体、このワーキングでは必要と思っています。

3点目ですが、(9)関係機関等による要対協の調査協力、13ページになります。私の見解は、改正前の児童福祉法でも地方公共団体の機関以外にもこの調査は解釈上できたのではないかとってはいるのですが、今回調査協力対象が拡大されました。より明確になったということで、法定のいろいろ

ろなところの他の機関に対しても指示がどの程度できるというような、一定のその辺のものがマニュアルに書かれる必要があります。例えばそれは通告義務があるのですよとか、関係機関でお互いに情報連絡を随時し合うことが必要ですよということがこれまでも理解してもらえない場合があったのです。また担当者だけが理解しているのではなく、組織の長含めて、組織の中で徹底してもらう必要があります。マニュアルに書き込まれ、こういう根拠に基づいてちゃんと関係機関が協力して、皆が当事者として協力するということが全国で周知されるようになればと思っております。

最後に、それと関係して、要対協の幻想とということ、私自身、現場で感じていました。三層構造ができていれば要対協みたいな形で、年に1回代表者会議をやり、実務者会議をやって、それが要対協ですということがあったり。また、事件が起きると、要対協の連携が必要ですよとかけ声がありますが、現場での制度構築や特に運用がどれだけ大変なことなのかというのは具体的に考える必要があります。一方で、先ほども言ったようにかなり自由にできることもあります。ただし、だからといって自由にやってくださいという話になると、やる気がある自治体は懸命にやるけれども、やらない自治体はそれで終わってしまう。このワーキングで子どもの権利を守るための一定の具体的な形、要対協の好ましい具体案というのは示した方が良いなと思っております。今後もよろしく願いいたします。

○松本座長 ありがとうございます。

高松構成員、お願いします。

○高松構成員 人口2万4,000人という本当に小さな北海道の町から来ました。中標津町役場の町民生活部子育て支援室長をしております高松と申します。

現在、子育て支援室の役割としましては、昔は福祉課にあった児童福祉係というところが子育て支援を強化するというで分立しまして、児童手当、それから児童扶養手当、乳幼児医療、ひとり親医療などの給付事務に加えまして、子ども・子育て支援新制度における認定こども園ですとか保育園、ファミリー・サポート・センターですとか一時預かり、また、児童館業務も今は担当しております。要対協の事務局も担っており、この事務をスタッフ、私も含めて6人で何とかやっております。

実は私はこの要対協に関わってから16年になって、この現場が本当に長くなってしまっているのですけれども、最初に福祉課に来たときに虐待通報が町の方にありまして、私は当時、観光課にいたり、議会事務局にいたりということで、異動してきて間もなかったわけなので、本当に全くどうしていいかわからない。児童相談所の相談も配置、位置関係もわからない。そういう中でどうしていいかわからなくて、大変困った経験を持っています。自分一人ではどうしようもないので、手当たり次第外部の専門性を呼びかけまして、とにかくどうしたらいいのということをしつこく聞いたりしていました。そのうちに、こうだね、ああだねということで話し合っ、ネットワークというのが要対協という言葉になる前から自然とでき上がってきたようなところがあります。

本当に私のために作ってくれたようなネットワークなのかなとも感じているのですけれども、そういった中で、今もこのネットワークは生きたネットワークとして活動しております。

子どもの業務を一括に引き受けていますので、いろいろな子どもの情報というのは一手に集まってきます。町の子どもの状況はある程度、生まれたときから把握している状況にありますので、町内の情報は、虐待関係を含めて、サポートしなくてはならない情報を含めて、子育て支援室の方に集まってくるような仕組みになっています。

要対協のネットワークメンバーは、学校ですとか幼稚園、保育園、病院、保健所など、子どもに関わる全ての町の中の関係機関で構成されています。そこに児童相談所、それから警察も入ってきています。

通報があった場合は、室でコーディネーターとなり、その情報がどうなのかというのを探らなくてはいけないというので、いろいろなところのネットワークの機能を生かしまして、まずその情報の裏づけをとります。全てを児童相談所に通報するのではなくて、町で様子を見守る場合も多いです。通報することによって警戒されてしまって、なかなか支援が入っていかないところもあるということでは、情報の収集が本当に鍵になってきているのかなと思っています。

虐待は一時保護して終わりではなく、その後、地域での見守りが必要になってきます。関係機関ができるだけ第1通報者にならないよう、情報は徹底的にとります。通報された家庭については、やはりどこから通報されてもおかしくないような情報がありますので、そういう情報をもとにケアをしていくというような形になっています。

事務局には専門職は全く一人もおりませんで、一般事務で行っております。専門性のメリット、デメリットといいますと、先ほども言いましたけれども、専門性がないばかりに外部の専門性に期待をできて、皆その専門性が力を結集してくれるという、すごく大きなメリットがありました。もし私が専門職として配置され、一人でやってきたら、力をかしてくれただろうか。あなたが専門職なのだからやりなさいということで、潰れてしまうこともあったのかなと不安には思っております。虐待の解決というのはチームプレーで行うものだと思います。事務局はコーディネーターであり、外に分散している専門性の力をかりながら、もちろん児相や警察もそうなのですけれども、ケースに対応しているようなのが現実です。何かあったときは役場にそうやって通報するように仕組みはできているのですけれども、役場の窓口に好んで虐待や支援の相談をしてくる人なんて居ないのが現実です。そういった中では、やはり予防してくれる場所というのにも必要かなと思っています。

予防の関係で言いますと、中標津町では、ゼロ歳から18歳までが対象となる児童館がその大きな役割を果たしています。実は児童館というのは遊びを通した児童健全育成の場所ということで、子どもがありのままの状況、素の姿を見せます。学校というのは割と評価される場所であるので、学校では良い子、そしてお母さんが迎えに来たら良い子、一番悪い子は実は児童館で、児童館では本当に素の表情を見せてくれます。

昨日お誕生会をやったんだよと言えば、嬉しそうな顔をしますし、もし家の中で虐待をされていたとしたら、先生あのねということで、本当にありのままの姿を見せてくれます。そこを、虐待予防の拠点施設としては本当に考えていけるのではないかということで、現に中標津町では、こんにちは赤ちゃん家庭訪問事業も児童館で実施しています。保健センターでやる新生児訪問とは別にやっていますけれども、顔をつなぎますと、子育てひろばに「遊びにおいで」という気軽な呼びかけから、状況を確認することもできます。役場や児童相談所から何かあったときに電話をかけられるのは非常に嫌かと思うのですけれども、遊びにおいでとかけられると、そんなに迷惑はしない。そういうことで、児童館を本当に大きなポイントとして位置づけています。

最初、児童館には、情報の開示はそんなところにはできないということで、どこの機関からも情報の提供をしてもらえなかったのですけれども、今は学校とも連携がとれていまして、いろいろな情報が児童館に集まるようになっていきます。

もし一時保護をされた場合や、解除されたときは、必ず児童館に親も子どもも来るような仕組みをとっていきまして、直接家に帰すのではなく、児童館が親と子どもの中に入って見守るような支援を展開しております。

今、児童館は児童福祉施設ということなのですが、ここの果たすべき機能としては、この役割が非常に大きいし、これから生かせる機関ではないのかと考えています。

今、お話を聞きますと、子育て包括支援センターの役割は、恐らく中標津町の中ではもうある程度できているのかなとは聞いておりましたけれども、やはり地域の中でのコーディネート役を本当にずっしりとできる方の存在が必要になってくると思います。専門性とかではなくて、専門性もそうなのですが、長い期間にわたって関われる専門性というのももちろんすごく必要になって、生き字引的な人もいると本当に支援がスムーズにいくというのはあるかと思っています。行政で言いますと、やはり3年から4年でどうしても異動になってしまって、なかなかそういう部分が引き継ぎされていけないという現実はあるだろうと思います。

児童相談所と市町村の役割なのですが、北海道で言いますと、うちは児童相談所のある町から2時間かかります。酷いところと言いますと、4時間かからなければ児童相談所から到達しない。一時保護しても2時間、児童相談所の方で保護決定をして、それからうちの町に来るまでは最低でも4時間かかる。児童相談所が近くに設置されていないため、児童相談所との連携はなかなか難しい現状があります。小さな町なので、市町村の窓口ですとか関係機関が表に立ってしまいますと、恨みを買ってしまうこともありますので、すごくその後の支援がやりづらくなります。そういった場合は悪役、仕分けは児童相談所だったり警察にやっていただいて、市町村の職員も守っていただく必要もできます。児童相談所のもとで市町村が動けるような仕組みができていけば、市町村もずっと動きやすくなると思います。

以上です。

○松本座長 どうもありがとうございます。

それでは、吉澤構成員、お願いします。

○吉澤構成員 こんにちは。渋谷区保健所幡ヶ谷保健相談所の吉澤と申します。保健師です。私は25年足らずになりますけれども、保健師として渋谷区で働いてまいりました。平成18年から23年度まで6年間、子ども家庭支援センターで、最後の2年間は係長職としてコーディネーターの役割を担ってまいりました。その後、本日に至るまでは、今度は保健所の保健師として、地区を持ってまさに切れ目のない支援というところでは、妊娠届から具体的な支援をする担い手として、また、子ども家庭支援センターとほとんど毎日のように連携をする一機関として、子どもたちの見守りと支援を行っている機関だと思っています。

拠点という意味では、東京都の子ども家庭支援センターがモデルになっているということなのですが、その中でも特別区、23区はまた更に昭和58年に東京都から保健所を移管されています。ですので、私たち保健師は、もちろん母子保健法を市町村業務としてかなりきめ細かく行いつつ、同時に精神保健福祉法に長い年月携わってまいりました。児童虐待の中では、私が子ども家庭支援センターにいたときにも、親御さんが精神疾患もしくは疑いがあるという方たちが、5割とは言いませんけれども、それ近く、毎年把握しておりました。DVの問題ですとか、アルコール依存症の問題ですとか、そういうことと子どもの虐待とは非常に綿密に繋がっておりまして、家族を総体で見るというソーシャ

ルワークが大変重要だと感じてきておりました。

その子ども家庭支援センターでのリスクアセスメントの技術ですとか知識というものを組織の中で、私がいた6年間の中でもケースを当たりながらたくさん勉強をしてきたと思います。そういう経験を持ちながら、また今、当時、子ども家庭支援センターにいた保健師たちが、私も含めて保健所の方の中心になって母子保健、精神保健という形で子どもたち、お母さんたちと出会ってきています。

そういう意味で、大変特殊な自治体なのだと思いますけれども、今回、市町村の役割というところでの拠点という意味では、かなりこれをベースにして深めていけば、また足りないところを、それから、それぞれの機関の長所を繋いでいけば、相当な支援が市町村の中でもできるのではないかと感じております。特に私ども保健師は、地区の担当制というのを敷いている自治体が多分非常に多いと思います。23区の中でも幾つかの区が今まだ地区担当制を敷いておりませんが、おおむね数千から1万、2万くらいの地域を持って、その中で起きている赤ちゃんから時には高齢者、精神の問題から虐待の問題まで、家族総体としてその地区に責任を持つという、子ども虐待で言えば児童福祉さんが地域を担当するのと同じように、健康問題を総合的にコーディネートする、それから個々に当たっていく地区担当制という保健師の特殊というか、保健師的な機能があります。

それから、予防という観点の見方をするというのも保健師の大変大切にしている機能になっております。そういう意味で、今回この会議の中では、一保健師として、それから子ども虐待の行政を10年見てきた者として、発言ができれば良いなと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

○松本座長 ありがとうございます。

それでは、渡辺構成員、お願いします。

○渡辺構成員 渡辺でございます。よろしく願いいたします。

私は今、さいたま市で仕事をさせていただいている保健師なのです。この他、民間の虐待防止のネットワークを平成8年から立ち上げてきているということもありまして、その辺のことも含めてお話をさせていただきたいと思います。

皆さんのお手元に追加資料で配らせていただいたものが届いているかと思います。「市区町村での子ども虐待在宅養育支援の手引き」ということで、平成19年度に厚生労働科学研究の補助金を頂戴して作らせていただいたガイドラインになっております。

こちらの6ページをお開きくださいませ。これは平成19年度に作成したものなのですが、ここで在宅養育支援ということで、今回このワーキングの上にある委員会の名称が、今までと社会的養護という言葉を使っていたものが、社会的養育になっていることを私としては非常にありがたい変更だと捉えさせていただいております。私は保健師ですので、やはり虐待のある家族を見つけてお終いではない。その子どもと親がそこから先、心身両面で健康に育っていく社会になってほしいという大きな願いがございましたので、そういった意味でも取り締まり、鬼母を見つけてそれでお終いではなく、その親御さんたちにはその親御さんなりそのそれまでの家族の歴史、そして生い立ちというものも含めて支援をしていく中でのみ、虐待というものは改善に向かっていくものだとすることを地域の仕事の中から感じておりました。

そういう意味では、在宅にいらっしゃる9割に上るであろう虐待家族の養育を支援していくということが唯一の解決策であると考えております。

これは平成19年度当時の現状と課題なのですが、1つ目とすると、対象者の発見体制という

ことについては、まだ当時、妊娠中というところには大きな目が向いておりませんでした。ここ数年で妊娠中からの切れ目のない支援が必要だよということを、様々な死亡事例の検証等から明らかにしていただき、ここにも着目していただいているということが非常に地域で仕事をしている保健師としてはありがたいなと思っております。2点目として、アセスメントの時期と質ということですが、ここから先、恐らく市町村に送致をするというようなことになった際に、アセスメントというのは一度きりではなく、状況が変われば常にやっつけていかなければいけないということで、非常に手間暇がかかることなのだよということを、ここでは取り上げさせていただきたいと思います。

当時は本当に見守りというのは放置になりやすく見守りという言葉は危険な言葉だと捉えなければいけないということを言い続けてきていたので、ようやく社会がそれに気づき初めていただいたなと思っております。

3点目としては予防的支援のための資源ということで、こちらは様々な資源が子育て支援策という中で芽が出てきているが、それらが有機的に繋がっていくことが大事だと改めてここで感じております。

それも子育て支援策は、地域差が非常にございます。都市部は充実していると思います。ところが、やはり地方に行くともだだだだということもありますし、同じ施設に看板が2つ、3つかかっているとところというのは、恐らく細かく見ていけば存在するのだろうなとも感じているところです。

4点目は、要保護児童の措置決定のプロセスです。私は非常に今回の法律改正で危惧しているところになります。児童相談所の機能は強化と言いながらも、現場から少し退いていっています。平成16年の法律改正で市町村に調査の協力をしてもらえるように法律が変わりました。その結果として、市町村の児童福祉部門の人たちが見てきている現実がなかなか児童相談所に伝わらなくなっている現状も、現実として起こってきております。その結果としてリスクがきちんと伝わらずに、本来であれば保護しなければいけなかった子どもたちがこぼれていっているということはあると思いますので、ここについてはしっかりと調査をするべきではないかなと思っております。

そういった意味では、地域保健法という法律が変わりました。保健所と市町村の保健センターの業務分担全国で見直されていった経過があるが、その中で、母子保健は県型の保健所の業務ではなく、市町村の保健センターの役割分担され、県型の保健所が市区町村のやっている母子保健事業から離れていってしまい、なかなか機能しなくなっているという歴史がありますので、そちらの方も参考にさせていただけるとありがたいと思います。

それから、措置解除後の在宅養育支援ネットワークが必要だよということで、保護した後、子どもたちが家に帰って、死亡事例の検証の中で、保護解除されたお子さんがお亡くなりになっている率が非常に高いということが指摘されているかと思うのですが、このあたりも保護されて帰るときの、今の法律で言うならば調整機関に情報が行くということになっていて、解除になったよということは通知で県の児童相談所から市区町村には行っていますが、書類を受けてお終いになってしまっている現状なのです。その書類を受ける前から、在宅養育に向けてのプランニングをしていかなければいけない。そのプランニングはどこが責任を持ってやっていくのか。その際に子どもを保護していた施設の情報は、どのようにそのプランニングに活かされていくのかということも重要なことになってきますし、このあたりは民間のネットで仕事をしていると、児童養護施設の方々から、解除した後、子どもたちがねという話は非常によく聞くことですし、児童養護施設を退所した後、子どもたちが、児童

養護施設の職員に相談を寄せているという現実も鑑みていかなければいけないことではないかと思っております。

それから、縦割りの地域支援体制。ここも小さな自治体、町村レベルでは非常に有機的に繋がっているかと思うのですけれども、やはり課題になるのは中規模以上の市です。政令市、中核市、それから市というところはやはり組織が大きくなりますので、必然的に業務を振り分けてやらなければ機能しないということが背景にはあると思うのですけれども、そののところをどう繋いでいくかというのは別立てで、大規模の市には考えていかなければいけないところかと思っております。

それから、自由な動きがとりやすいような要保護児童地域対策協議会のあり方ということで、私が大事だと思っているのはケース会議です。三層構造の中のケース会議がどれだけ有効に要対協の中で機能させていけるかが、要対協の今後のあり方を左右するのではないかと思っておりますので、ここに書かせていただいている手引きの中では、そのあたりを中心にまとめさせていただいておりますので、今回、ガイドラインということであれば参考にしていただければと思っております。

以上です。

○松本座長 ありがとうございます。

少し時間が押してきているのですけれども、井上構成員、お願いします。

○井上座長代理 井上の資料というもので御説明したいと思います。今、皆さんがずっと出してくださったものに関して、中津市でどういう形でやっているかということをお先日、塩崎大臣がお越しに成られたときに準備しました資料をもとに少し説明しております。

時間がありませんので、かいつまんでお話しさせていただきますと、まず、いろいろな資料は、ここにありますように例えば母子保健統計というものがあまして、保健所で各市町村別にいろいろなデータが出ております。

例えばこの資料の中で1つ大事なところは、平成20年度以降、井上の資料の4を見ていただきたいのですが、新生児死亡とか早期新生児死亡のところを見ますと、それまでと、こんにち赤ちゃん訪問事業が始まりまして、明らかに数が減ってきております。こういった皆さんが既に出して下さっている施策が、その地域地域で確実に出てくる母子保健統計を見るだけで少し意味があるものではないかということが分かりますので、特に市町村の母子保健担当の者は、こういったデータを毎年きちんと出しておりますので、そういった資料を使いながらいろいろなことを考えることが重要なのではないかということが1つあると思っております。

その次の井上の5の資料ですが、私たちのところで1つ特徴的なことは、まず母子保健の段階で、母子手帳をお渡しする段階に必ず保健師さんが個別の部屋で時間をとってするという作業があるので、すけれども、これはとても大事です。その中で、単に虐待を云々ではなくて、このお母さんの出産を助ける人がおられるかどうかということを確認に見るということを行いまして、そこで会話することによって、ぐっといろいろなお手伝いができるようになってくるようです。

その後は保健師同士の連絡を保健所とか、地域の基幹病院の連携とか、そういったものの中で一応確認していきながら、オレンジ色のところですが、母子保健事業と養育支援訪問事業を同時に研修会として開催しまして、3か月ごとに集計されたこんにち赤ちゃん訪問事業の結果報告と事例検討並びにスーパーバイズを行い、お互いが情報や考え方を重ね合うというところがとても大事になります。よく部署別のばらばらの話が出ますが、お互いの顔が見えないから不安になって情報交換で

きないということがありますので、その事業を重ね合わせることによっていろいろなものが変わってくるということをお伝えしておきたいと思います。

次のページに行きまして、先ほどのこんにちは赤ちゃん訪問事業も、何度も言いますが、訪問率97.5%になっておりまして、ほとんど訪問できている状況になります。それから、訪問継続者の場合も18%ぐらいあるのですけれども、それもずっと継続して見ていきますので、その辺の資料をもとにして気にある方がおられたときは、そこに対応するということが重要かと思います。

次に行きます。井上の8番を見てください。その中で、こういったいろいろな部署があるのですが、私たちはそれぞれの勉強会というものを通して子どもたちを見てきました。私たちの仕事は1994年ぐらいからこれをやっておりますので、もう20年近くこれを続けております。そうしますと、母子保健の段階で大丈夫と思われた子どもさんが、発達研究会は保育園なのですけれども、保育園で見ますと、少しここが気になる子になっていました。ですけれども、そのまま様子を見ましたが、今度は学校に入りまして教育相談を受けますと、その子はこんなことになってしまった。小学校の低学年までは少し元気な子、やんちゃな子で済んでいたのが、その後になりますといろいろな非行的な問題を出してきまして、スペシャルケアで関わってくるというような状況になってきますという形で報告されます。小規模市町村ですので、いろいろな勉強会にそれぞれの担当がかなり重なり合っています。ですので、その方が全て経験することができるのですね。そういった継続性を持った勉強会がとても大事だということをお伝えしておきたいと思います。

最後に、中津市は、児童養護施設の清浄園というところに児童家庭支援センターを県の方からつけていただきまして、置いております。ここで大事なのは、10と11を見ていただきたいのが、この児童家庭支援センターが社会的養護の頂点でありながら、ポピュレーションアプローチの中の第1次、健全育成のところからずっとかかわりを持っていますよということなのです。その中で、私たちが一番中津市で大事だと思っていることは、助けを必要としている親御さんたち、これは虐待をするその方たちでもそうなのですけれども、私たちが弁別してここに行きなさいというのではなくて、その方たちがここだったら居心地が良いので続けていきたいですよというような、いろいろなバリエーションがあるものをしっかり残して、その選択の余地を親御さんたちに残す。そして、その方たちに寄り添う者たちが連携をとるということで、全体を眺めていけるというようなところを意識してやっていって、その中でかかわり続けるということが重要になってきます。

最後になります。井上の資料の12を見ていただきたいと思います。ここでは、先ほどの後藤さんたちが児童相談所長でおられたときから、こういうふうに中津児相の総件数、実件数、中津市の実件数、重複ケース、そういったものをきちんと見まして、実際の人数がどれぐらいおられるのかということも一緒に見てきました。

それから、コホート調査を行っているのですけれども、コホート調査に関しても、こんにちは赤ちゃんが始まってから、先ほど言いましたようなパーセントで見ていきますので、平成20年度に生まれた方たちが839名のうち、児相対応までになった方たちがどれぐらいいるのかとか、そのような形で見ていますのですけれども、これは後で見てください。大事なことは、5、6歳までに8%ぐらいの方が要対協に乗ってくるというのが大体わかってきています。

次のページをお願いします。児童相談所の措置にまでなった方たちは、井上の15にあります。大体1.5、1.7という状況で、国際的に上がっていますように大体1%ぐらいの数字になってきていると

いうのもわかってきております。

こういった資料をきちんと使うことによって、いろいろなことが分かりますので、最後に16、17のところを見ていただきたいと思いますけれども、総務省統計局から出ているものとか、人口動態保健所・市町村別統計：人口動態総覧（数・率）・人口、都道府県・保健所・市区町村別（平成20年～24年）など、こういったデータで見えていきます。それから、この間、7月27日に新旧対照表ということで児童虐待防止対策支援事業の実施についてという局長通知が出ていると思いますが、そういった流れの中で新たに出てきているものをきちんと押さえながら、自分たちとして何ができるのかを考えていくことがやはり大切なのではないかと思います。

以上です。

○松本座長 どうもありがとうございます。

今、連絡がありまして、大臣がお見えになるのが50分ごろということでございます。私は13人目の構成員なのでございますけれども、発言は控えまして、その他の方からの追加の御発言あるいは御質問等にこの5分を使いたいと思います。本日はもちろん議論が十分にはできないということを前提に、次回以降に向けて何か御発言いただけるということだとよろしいかと思います。いかがでございましょうか。

お願いします。

○吉澤構成員 渋谷区の吉澤です。

先ほど鈴木構成員からもありましたけれども、実は東京では、昨年度から「ゆりかご・とうきょう」という名のもとで10割の補助金がつく、いわゆる子育て世代包括支援センターの内容なわけなのですが、何をしろというと、全員の妊婦さんに面接をしなさいというような、そして面接をするとちょっとプレゼントを差し上げるというような補助金なのです。そういう中でハイリスクの人を引っ張ってきて支援計画を立てるなどというようなパッケージになっています。

これをやる、やらないで実は大変、各市町村、随分といつやるのかとか、やらないのかということが話題になっています。少子化対策の中から出てきた子育て世代包括支援センターと、今回この子ども虐待の中で基盤として設置するという、兼ねられるというような理解をしていますけれども、非常に混乱しているのが現場だと思うのです。ですので、是非まずこの整理と、それから要対協の事務局というところとをもう少しきちんと整理しておいた方が良くはないかと常々感じております。

○松本座長 分かりました。ありがとうございます。

他の方はいかがでしょうか。次回以降の論点あるいは進め方ということも含めて御意見ございますか。

高松構成員、お願いします。

○高松構成員 先ほどのちょっと補足なのですが、小さい町で取り扱い件数の様々というのはあると思うのですが、うちの町で言いますと、最近はDVの増加も含めまして、相談件数が本当に増加しております。月に二、三回はケース会議を実際にやっております。関係機関全員が集まるケース会議は1回なのでございますけれども、ケース会議の果たす役割というのはすごく大きいなと感じております。

すみません。補足でした。

○松本座長 ありがとうございます。

他の方はいかがでしょうか。

では、奥山構成員、お願いします。

○奥山眞紀子構成員 この会議の進め方について御質問させていただきます。ガイドラインを作るとなると、かなり具体的な作業になりますね。しかも、来年の3月までに作るということで、これは全員でこういう会議をやっているだけでもガイドラインはできないので、どういう形で作っていくのかをお伺いしたいと思います。私たちとしても具体的に作業をしなければいけないのかどうかとか、時間的な問題もあるので、その辺をお示しいただくとありがたいかなと思います。

○松本座長 分かりました、今、大臣お見えですので、その後で事務局の方とも含めて質問に答えたいと思います。

(塩崎厚生労働大臣入室)

○松本座長 それでは、大臣がお見えですので、御挨拶をいただきたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

○塩崎厚生労働大臣 厚生労働大臣の塩崎恭久でございます。

本日は10時から既に活発な御議論をいただいていると聞いておりますが、大変ありがとうございます。第1回目の「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」ということで、皆様方をお願いをいたしました。

今回の児童福祉法等の改正を踏まえて、このワーキンググループを含めて4つ、ワーキンググループを立ち上げさせていただきました。7月から順次やってきたわけでありまして、先月29日に「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」を開催いたしました。それは私のもとに置いて、制度改革全体を鳥瞰するというようお願いをしているわけでありまして、このほか専門的に3つの検討会を設けて、その一つが本日の会議ですけれども、これは雇用均等・児童家庭局長のもとでやっていただくことになっておりますが、いずれも専門的であり、なおかつ大変重要なテーマをそれぞれ、新たな地平線を切り開くというような感じをお願いをしているつもりでございますので、いずれにしても、新たな子ども家庭福祉、これをどう考えるのかということ念頭に置きながら、是非皆様方には御議論を重ねていただければありがたいと思っております。

児童虐待につきましては、本当に痛ましい事件が後を絶たないわけでありまして、児童相談所における児童虐待対応件数は増加の一途で、先般、平成27年度の児童虐待対応件数が発表されまして、速報値で10万件を突破したということでございます。このような児童虐待の問題は、単に現状の親子関係の問題というより、戦後の国の発展に伴う社会・経済構造等の急速な変化とともに弱ってしまった子ども家庭の養育機能の問題であり、世代を連鎖して深刻化してきた結果と言えるのではないかと思います。人口減少、そして少子高齢化などと相まって、日本の未来に関わる極めて大きな問題ではないかと思っております。

こういう問題意識から、安倍内閣として児童虐待に対する一連の対策を強化するとともに、全ての子ども家庭を視野に入れた、先ほど申し上げた新たな子ども家庭福祉、これを構築するために、児童福祉法等の改正案を先の通常国会に提出して、全会一致で成立をさせていただきました。この改正は、昭和22年に児童福祉法を制定して以来の抜本的な改正だと思っております。初めて子どもの権利というものを日本の法律で位置づけたわけでありまして。

それから、国・都道府県・市区町村、この役割と責任を再定義して明確にする。虐待を含めた子ども家庭支援の中心を身近な市区町村とし、市区町村における支援拠点の整備の努力義務化、いろいろ議論があつて、義務化にはなりませんでしたが、気持ちは義務化のつもりでございますが、法務上は

努力義務化になっています。

要保護児童対策調整機関への専門職の配置、これも新たに入れ込んでおりますが、子育て世代包括支援センターの法定化というの、これを機会にさせていただきました。

先ほど申し上げたように、全ての子ども家庭を視野に入れた新たな子ども家庭福祉というのを推進するわけでありますが、その上で、子ども家庭に最も身近な市区町村がやはり大きな役割を中核的に担ってもらわなければならないのではないかと。その仕組みを形成することが重要であり、この問題解決に必要な不可欠だと私は思っております。

児童相談所の児童虐待相談対応件数が90%以上というのは、実は在宅支援となって整理をされますけれども、時にそれが見守り程度で止まって、十分な支援ができないがために、結局悲劇的な結果をもたらしてしまうということが間々ございました。こういう厳しい現状をやはり重く受けとめて、市区町村による専門的かつきめ細やかな、身近だけにきめ細やかな取組を新たに構築することが大事だと思っておりますし、また、今、申し上げたとおり、専門的に接していかなければこの問題には答えが出ないわけでありますから、先ほど申し上げたワーキンググループの中の一つに、この研修、専門性を向上させるためのワーキンググループがあります。そのときにも私は申し上げましたけれども、今までは児童相談所の所長だけが対象だった、これを広げて児童相談所全体を含めるとともに、市区町村の皆さん方にもやはりその専門性を上げていただくための研修を担っていくべきではないのかということをお願いしておりますが、そのような最前線で頑張ってくださいというのが市区町村ということであれば、当然専門性が高まっていかなければならないので、今まで十分な体制ではなかった。そういった専門性をどう確保していくのかということについて、やはりしっかりと私どもも対応していかなければならないと思っております。

具体的な市区町村の役割としては、市区町村に整備をする支援拠点を基盤にして、通所・在宅措置を、児童相談所と協働して、家庭への介入的な支援あるいは養育支援、家事援助などを有効に行っていくことが重要ではないかと思っております。このように法律で市区町村の役割と責任を明確化いたしましたけれども、大事なことは、やはり必要とされる支援が現場である市区町村において適切に行われるということが大事なので、その体制整備が喫緊の課題だと思います。

このワーキンググループでは、そうした市区町村の業務が円滑に進むように当面の検討課題であります支援拠点機能のあり方、あるいは市区町村が通所・在宅による指導措置、これを適切に行うための必要な支援方策等について、まずは御議論をいただきたいと思っております。一定の取りまとめを行っていただきたいと思っております。

その上で、中長期的な課題であります総合的な支援体制のあり方などについても御議論をいただければと思っております。なお、それを実現するためには、何といたっても市区町村の財政的・人的基盤の整備というのが重要であり、充実されなければならないと思っております。今後、政府としてもこれに向けて鋭意努力をしてまいりたいと考えております。

最後に、皆様方には子どもの命、そして権利、更には子どもたちの未来というものを社会全体で守るというお考えのもとで、市区町村が支援の中核となって児童虐待を未然に防ぎ、子どもたちが何よりも健全に、健やかに育つ社会をつくっていく、そのことが日本の将来を明るくしていくことになるのだらうと思っておりますので、より一層の御協力と御指導をお願い申し上げます。私からの御挨拶にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○松本座長 大臣、大変力強い御挨拶を本当にどうもありがとうございました。一同大変勇気づけられ、また、我々の方向を改めて確認させていただいたと考えております。

大臣は所用によりこれで退席されます。

○塩崎厚生労働大臣 では、よろしく願いいたします。

○松本座長 カメラ等の撮影もここまでとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

(塩崎厚生労働大臣退室)

○松本座長 それでは、若干質疑を延長したいと思います。

今、奥山構成員の方から今後の進め方について御質問がありました。あるいはそこも含めて共有したいという御趣旨かと思えます。事務局の方から今後の作業等について、今の時点でお考えになっていることがありましたら、お答えいただければと思えます。

○竹内虐待防止対策推進室長 今時点での今後の進め方のイメージでございますけれども、本日が1回目のキックオフの会議ということでございますが、この後、それぞれ検討課題ごとにまず論点の整理をさせていただいたものを提示させていただいて、また御意見をいただければと思っております。

あと、市区町村等からのヒアリングも挟みまして、なるべく早く、事務局の方で市区町村における支援拠点の、例えば運営指針のたたき台などを提示させていただいて、そのたたき台について御意見をいただくというような形で進めさせていただければと思っております。

いずれにせよ、来年4月の施行ということですので、年度内には取りまとめをしないといけないということですので、これは松本座長の方からも、できるだけたたき台については早目に御提示をいただければというお話もいただいておりますので、事務局としてできるだけ急いで作業、準備の方を進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○松本座長 本日、いろいろな方から論点を提示されて、もう一度事務局の方で整理されて、また御提示があると思えますけれども、私自身の考えということで申し上げますと、やはりこれだけの方が本日は御発言をいただいて、私の不手際で意見交換の議論の時間がとれませんでしたけれども、最後の方で大臣がおまとめいただいたような方向なり問題意識というものは、冒頭、事務局の方から御説明がありましたし、ここの皆さんが共有できたのではないかと考えております。

その中で、例えばコーディネーターあるいはコミュニティーソーシャルワーカーというものをどうするのか。やはり自治体におけるソーシャルワーク機能をきちんと位置づけていくということと、その中で、例えば在宅支援の子どもの自立支援というようなことも含めて何か支援のあり方を考えるとなりますと、別の社会的養育のワーキングの議論ともかなり重なってくるかと思えます。他にも幾つかあるかと思えますけれども、大変大事な論点が幾つか出されたかと思えます。

やはりなすべきことの次のステップは、具体的にどういうものを作っていくのかというモデルのようなもののイメージの共有だと思うのです。それは自治体の規模なりによってもかなり違いますし、現実にはかなりの部分をやられているところと、まだまだそうではないところがあると思えますので、そういう自治体の例を学びながら、我々、具体的にこのようなやり方があるかと、幾つかのモデルについてイメージを共有するということが必要かと思えます。それも含めて、ヒアリングでここに来ていただくこともそうですし、それぞれ関わっておられるような自治体での取組をまた少し紹介していただくこともお願いするかもしれません。

またそれはちょっと事務局の方で進め方についてまとめていただくことになるかと思いますが、イメージを共有する中で、論点は多様にありますけれども、在宅支援をきちんと強化していく、そのためのリソースをどう作るか、ソーシャルワーク機能をどのように強化するかという観点にかなり取れんするような形で具体的な意見を出したい。その作業が済んでから、なるべく早く、まず運営指針のたたき台を出していただいて、たたき台に基づいて具体的に議論をしたいと思いますので、それはなるべく秋の余り寒くならない、北海道に初雪の便りが来る前に、北海道の紅葉の時期ぐらいでしょうかね、初雪になりますともう年が終わりますので、そのたたき台について年内に複数回議論ができれば大変ありがたいかなと。そうすると年度末について若干時間の余裕がありますので、もう少し作業を詰めなければいけないことが、どこがどう残るかで、奥山先生が御心配の何か自分たちも作業するのかどうかということも含めて、秋の最初のたたき台の段階で少し見通しをつけられればと思いますので、少し忙しいペースになるかもしれませんが、ばたばたと議論して4月施行というよりは、若干余裕を残してきちんと詰めるべきは詰めるというふうにできればと考えております。

また残された課題は、次年度も含めて議論を継続するというを前提にしないと、逆に集中できないと思いますので、そういうことも含めて進め方について整理していただければと考えております。

それでは、他にもいろいろな御意見があるかと思いますが、進め方あるいは論点について、逐次事務局まで御意見をお寄せいただければと思います。

また、本日は安部、加藤両先生が御欠席でありましたけれども、詳細な資料を出していただいておりますので、それも含めて我々の方で問題意識を共有したいと思います。

それでは、これで事務局の方にお返しをしてよろしいでしょうか。

○事務局 それでは、次回の日程につきましては、9月中旬ごろを予定しておりますが、また改めて御連絡を申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○松本座長 ありがとうございます。

それでは、本日のワーキンググループを終了したいと思います。お忙しいところをどうもありがとうございました。